

令和2年 第6回臨時会

屋久島町議会議録

令和2年10月1日 開会

令和2年10月1日 閉会

屋久島町議会

令和2年第6回屋久島町議会臨時会会期日程

自10月1日・至10月1日（1日間）

月	日	曜	会議別	日	程
10月	1日	木	本会議	○開	会

令和2年第6回屋久島町議会臨時会

第 1 日

令和2年10月1日

令和2年第6回屋久島町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年10月1日（木曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第99号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第99号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について

○追加日程第1 発議第6号 屋久島町議会議員小脇清保氏の辞職を求める決議案について

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君	総務課情報防災係長	山崎和哉君

△ 開 議 午前10時11分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから令和2年第6回屋久島町議会臨時会を開会します。

しばらく休憩いたします。

議運の皆様は、第1委員会室にお集まりください。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時41分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋義友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、渡邊千護君、7番、石田尾茂樹君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋義友君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 議案第99号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（高橋義友君）

日程第3、議案第99号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

町長に提出理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。令和2年第6回屋久島町議会臨時会に提案をしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回、提案しております案件は、補正予算案1件であります。

それでは、議案第99号について御説明いたします。

議案第99号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）につきましては、口永良部島における超高速ブロードバンドの整備に係る経費などを予算計上しております。

主なものは、総務費では、公設民営となる海底光ケーブルの整備、民設民営となる口永良部島高度無線環境整備に係る経費など、農林水産業費では、楠川温泉ボイラー取替えに係る経費などを計上いたしました。

財源としましては、国庫支出金、繰入金、町債で調整し、歳入歳出それぞれ14億9,300万円を追加し、予算の総額を138億8,174万8,000円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、議案第99号に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（榎 光徳君）

光ケーブル敷設の件で、先程全協の中でもちょっとあったんですが、対象地域が湯向と新村等について省かれるわけですが、内容は先程お聞きしましたけれども、今後そこから辺の補完的なことは考えられるのかどうか。そこから辺はどう考えているか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程申しました電波塔の建設も可能になる。それと、電波を増強することができて、湯向地区の携帯電話の安定化にもつなげることができるのではないかとということで、湯向地区につきましては、現在7世帯9名の方が生活しておりますが、その方々につきましても、例えば応急的にモバイルルーター等の購入補助等を検討し、避難所であります公民館、あるいは自宅でのWi-Fi環境を整備し、少しでも光整備地域との格差を埋める努力は可能ではないかと考えております。

○8番（榎 光徳君）

分かりました。それと、歳出の6ページの農林水産業費の楠川温泉ボイラー取替えですが、内容的にどういったことで復旧はどれぐらいの期間であるかがもしお分かりであ

れば教えていただきたいんですが。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

楠川のボイラーの取替えにつきましては、現在、楠川には2台のボイラーがあります。温泉を沸かすほうと、それから補助的に豆炭を燃やしてというところのボイラーと2つあるんですが、豆炭は煙の問題とかもありまして現在使われておりません。

今回、補正で提案しておりますのは、本体のほうのボイラーになります。これが、温泉水を直接沸かして、今利用しているものですから、やはり真水を使うもののボイラーと比べると、非常にやはり劣化が早いということで、今回は温泉水等にも対応できるボイラーを設置する予定であります。

以上です。

○12番（下野次雄君）

楠川のボイラーのことについてお伺いをしたいと思います。

当初、今、課長が説明されましたけれども、ボイラーを設置したんですけれども、私が個人的に休憩のときに課長にお聞きしたところ、今までのボイラーは、今、課長が言われたように真水に対応できるボイラーだったということで、コスト的にも若干低コストで購入ができたということなんですけれども、そうなってくると非常に性能的に長持ちがしないと。それで、今度設置するのは硫黄だとかそういう温泉のそれに対応できるボイラーだということで、300万円ぐらいのボイラーが設置されるということで、大変長持ちするののかという認識で、私もちょっと、地元ですのいいなというふうに理解しているんですけれども、もう1つ、今、課長が言われたように、その当時、豆炭を処理するという前提の下に、仮に1回そこで沸かして、そしてある程度の温度になったときに本体に移すという行程の中で、ボイラーを据えた経緯があります。

それで、使用する段階でダイオキシンが出たりとか、あるいはすすが出たりとか、そういう問題があって使用できないということになりまして、どうしたらいいものかなという検討をしながら進んでいった経緯があるんですけれども、そのときに浮上したのは、焚き物を燃やしてちょっと温度を上げて本体に送ろうということで、まきのほうに移行した経緯があります。

それも今、故障しているということなんですけれども、課長にお伺いしたいことは、それを修理して使うようにまたするのかどうか聞かせてください。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

豆炭の使用できるボイラーにつきましては、木材を燃料としても使えるということで、できましたら運営をする中で、やはりずっと重油を焚くよりも、木炭を、端材とかが利用できると思いますので、その件につきましてはもう少し精査をして、修理が必要なのか、修理が必要であればどのぐらいかかるのか、精査をして、もし予算が伴う

ものであれば、また議会のほうで提案させていただきたいと思います。

○12番（下野次雄君）

最初、目的としては木材で沸かす。

○議長（高橋義友君）

しばらくお待ち下さい。

今、大丈夫です。

○12番（下野次雄君）

最初のスタート時点が、豆炭ということも含めてスタートしたんですけれども、基本的には本体だけですと非常に光熱が高くつくというのもあって、その手前で一旦水がある程度の温度までして、それから本体に移そうということからスタートしたわけですよ。

ですから、要するに今、課長がお話されましたけれども、木炭の。

○議長（高橋義友君）

下野議員、申し訳ございません。機械のトラブルで、しばらく休憩をさせていただきますとのことです。機械のトラブルです。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時55分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

下野議員、すみません、もう一度お願いします。

○12番（下野次雄君）

長々と質問してもしょうがありませんので、簡潔に。課長、当初の計画、要するに今のストーブを設置した当初の目的というのは、最初から本体で沸かすことに関しては非常に光熱費がかかるということを踏まえて、その前で1回温度を上げてから本体に移そうということからスタートしたわけですので、修理が可能であればなるべくそれを利用して経費削減につなげていけたらなというふうに思っていますけれどもいかがでしょうか。

○生活環境課長（矢野和好君）

下野議員のおっしゃるとおりで、当初の予定は豆炭を使って、そういう目的でこのボイラーを設置したのは事実でございます。

先程説明もありましたが、やはりその煙とかにおいとか、そういう問題がありまして豆炭はもう使用しないということで、まきを使おうということで、まきも使えるボイ

ラーでありましたので、そちらに転換をしてまいりました。

ただ、経年劣化というのも当然ありますから、今おっしゃったように修理が可能であればまた再利用いたしまして、やはり少しでも経費が抑えられるような、そういうふうな設備にしたいというふうに思っております。

○議長（高橋義友君）

ほかはございませんか。

○2番（真邊真紀君）

全協の中でもろもろ質問させていただきましたけど、この光海底ケーブルについて足りないところ、質問させていただきたいと思います。

工事設計委託料2,300万円、この設計委託をして、実際にこの海底光ケーブルルートを決めると思うんですけども、実際に係る調査の日程というのはどれぐらいで考えられているのか。漁業折衝とか許認可等もろもろ調査が必要だと思うので、結構長い時間かかるのかなというイメージがあるんですが、その点、詳細聞かせていただくのを忘れていたのと、この永田の収容局から、その辺りパラボラアンテナが建っていますよね、今。そのパラボラアンテナはどういう種類のデータ、今現在やり取りしているのかというのを聞くのを忘れていたので、その2点をお伺いしたいです。

○総務課情報防災係長（山崎和哉君）

まず、アンテナのことからでよろしいですか。一応、アンテナにつきましては、これまで衛星電波用で使われた電話の種類となりますので、もしこの光回線が入るともうこれを倒すということにはなっております。

もう1点は、工事の請負の関係なんですけども、まず申請が一応、補助金の申請の関係が10月の23日ということになりますので、それまでの間には申請書に書けるだけの調査は行います。それで、設計施工となりますと、令和2年度の予算になりますので、基本的には令和2年度で収まるような形で持っていくんですけども、もし令和2年度でこのコロナの交付金が出た関係で、全市町村のこういった離島がこういったコロナ禍の中、国からの指導ももちろんありまして、一斉に通信事業者のほうに工事を進めている形になりますので、そういった海底ケーブルを引く船というのが、全国で今のところ国際を除くと国内だと1隻しかないということで、それによって仕方なく繰越しという形にもなってくると思われますので、そうなってくると今年度内では契約というものは終わらないことにはなると思いますけども、令和3年度中には遅くとも完了できるような形で持っていったらというふうな形で考えております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はございませんか。

○11番（日高好作君）

海底光ケーブルの件で、この口永良部島の状況ということで説明書きがあるんですが、この3番目の公設民営の後年度負担の考え方ということで、通信事業者海底光回線使用料でほとんど賄える。災害とかその維持管理だという文章なんですけど、もうちょっと詳しく、これどのぐらいの使用料があって、大きな災害とかそういったものもこれで対応できるのか。そこら辺、ちょっと教えてください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

これまで、例えば西之表市が公設民営という形で先駆けて実施をしてきております。これの年間の維持管理費の負担が数千万円に上っているというのも聞いてございます。

それが、やはり公設民営方式になかなか踏み込めない理由でもあったところがございます。それを通信事業者と協議する中で、まだ額的にはどうこうという判断はもらっていませんけども、当然、公設の部分ですので海底ケーブルは町のものであります。それを民間が借り受けてサービスを提供するという段階で、使用料とほかの市町村で発生しているような年間の維持費、あるいは保険料とか相殺できるんじゃないかという、今のところ見込みという話では伺っています。

○11番（日高好作君）

今の説明でいうと、町の負担は今後もほとんどないという受け取り方でよろしいんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

年間の維持費を支払うようなことは多分ないだろうという見込みです。

○議長（高橋義友君）

ほかにございませんか。

○10番（小脇清保君）

大幅に変更になることもあると書いていますけれども、課長、大幅に変更になったときに同額の3分の2の補助金はもらえるの。10月の23日までが申請期限ということであれば、後から分かったときにその3分の2はもらえるんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

令和元年度並びに令和2年度屋久島本島の整備光ファイバーケーブル敷設の整備事業を実施しています。その際、当初事業者からもらった見積りによりますと、10億とか11億程度の負担になりますよという提案がございました。

事業者としては、国の補助金を申請する段階で、ある程度若干膨らませて申請せざるを得ない状況、今、当然設計をして実施に入るわけですから、そういう状況があるので、今回のも幾らかの変更には耐え得るような予算措置をしているというふうに伺っております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第99号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第99号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

○2番（真邊真紀君）

議運で委員会付託なしで決定しますが、やっぱりこの事案については、今日採決とか時期尚早すぎますよ。今いただいた返事を、町民の方にまた持って帰らないと、ものすごい大きな事業なので、委員会付託せずに採決するのはあまりにも強行過ぎます。

私は異議あります。

○議長（高橋義友君）

ほかに。

○8番（榎 光徳君）

先程議運でも議論したんですが、当然先程全協でも意見交換しました。そして、委員会付託を省略されたんですが、本会議では委員会付託になりますとどちらか一方の委員会に付託されます。本会議でありますと、両委員会共に皆さん全員で意見交換することになりますので、より議論も深まるんじゃないかというようなこともありました。

そしてまた、議論の経過では、議論が深まらなければ、決定を見るような状況でなければその時点でまた色々方策が出てくるんじゃないかというようなことで、委員会付託を省略したわけですので、そこら辺は理解いただけないかなと思うんです。

○2番（真邊真紀君）

議論が深まるってどういう意味なんですか。議員間討論もありませんし、総括質疑だけでどうやって議論が深まるのか、ちょっと教えてください。

○8番（榎 光徳君）

それはいつものとおりで、質疑、討論をするわけですから、その中で色々議員個人の意見を出したらいいんじゃないですか。

○議長（高橋義友君）

異議がありますので、電子採決により採決を行います。

議案第99号を各常任委員会に付託することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

賛成少数です。

したがって、議案第99号について、委員会の付託を省略することは可決されました。

これから、議案第99号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

○10番（小脇清保君）

補助金の申請の23日ぐらいまでには、設計委託の大体の結論は出るだろうというお話でした。であれば、こういう大幅に変更になりますなんていう予算の編成じゃなくて、その二、三日前に、結論が出た時点で正しい数字で予算書を出してください。

今日は2,310万の設計委託料の修正案を提案したいと思います。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

この光ケーブルの敷設に反対するわけじゃないんですけれども、結局これだけの大きな事業に関して、今日9時半から、本当に詳細な説明どころか簡単な説明があったのみで、ほとんど皆さん、質問もないですけど、実際分かって採決に臨めるのかなというのがあると思います。

というのは、我々専門家じゃないので、やっぱりこの通信のことに関して議決をするにあたって、事業費非常に大きいので、町民の意見を聞く必要があると思うんです。

だから、モバイルの存在、通信速度、今後のモバイル業界の参入等、それを大いに検討されている様子でもないので、ちょっと時間をもう少し議決をするのに要すると思うんです、どう考えても。

なので、町の持ち出しも1億円ほどありますから、この設計委託はしてもいいとしましょう、百歩譲って。だけど、小脇議員も言っていたように、結局どれぐらい事業費が本当はかかるのかというのを算出していただいて、この本事業費に関しては14億円かかります。これは、再度提案というのがあるべき形なのかなと思っております。

だから、この事業自体に反対はしませんけれども、もっと詳細な検討、検証が必要である。あと、住民への周知が必要である。意見聴取が必要であるというところを主張し

まして、今日採決するのはとてもできませんので反対いたします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○6番（渡邊千護君）

今、2人の議員も言ったんですけれども、私は口永良部の町民も屋久島町の町民ですから、この事業はもちろんあってしかるべきだと思います。やるべきだと思っています。

しかし、今日いきなり説明があつて、すぐその30分後には採決しますというよりも、金額がやっぱり大きいので、協議をもってそれで進んでいくべきなのかなと。

もちろん、23日に補助事業の日にちが来てしまうということですが、それまでもうちょっと時間があるので、そこでもう1回話をして決めるべきだと。あまりにも突拍子過ぎてびっくりしています。だから反対です。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから、議案第99号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、石田尾茂樹議員ほか10名から、発議第6号、屋久島町議会議員小脇清保氏の辞職を求める決議案についてが提出されました。

この動議は、1人以上の賛成がありますので成立しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 17 分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 追加日程第1 発議第6号 屋久島町議会議員小脇清保氏の
辞職を求める決議案について

○議長（高橋義友君）

追加日程第1、発議第6号、屋久島町議会議員小脇清保氏の辞職を求める決議案についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小脇清保君の退場を求めます。

小脇議員、こちらのほうから。

[小脇清保君退場]

○議長（高橋義友君）

提出者の趣旨説明を求めます。

○7番（石田尾茂樹君）

お疲れさまでございます。

それでは、屋久島町議会議員小脇清保氏の辞職を求める決議の趣旨説明をいたします。

議員の議会における発言は、平等に保障されるとともに、発言の内容についても基本的に制限を受けることがないことは自明の理であります。

しかし、9月議会の百条委員会の設置をめぐる議論の内容が、小脇議員のブログに記載され、小脇議員の解釈が加えられるとともに、その内容は事実と異なり、議員としての資質、人格を否定する内容となっています。

議会における発言は、議員自身の自由な意思によるものであり、自分の意志に沿わない発言をしたからといって誹謗中傷するようなことは、自身のことを自分自身のブログで拡散させるようなことは言語道断な所業と言っても過言ではありません。

小脇議員は、9月議会において新型コロナ関連発言で宮之浦区より、議会において謝罪を求める陳情が採択され、謝罪に追い込まれたことは周知の事実であります。そして、その舌の根も乾かないうちに議場での発言を糾弾するような内容をブログで拡散させるような行為は、もはや議会議員としての品格と資質を問われるものであり、議員辞職に値するものであると言わざるを得ません。

よって、誹謗中傷された議員5名を始め、賛同する議員により、本議会は小脇清保氏の速やかな議員辞職をここに強く勧告するものであります。

以上、決議する。

令和2年10月1日、屋久島町議会。

○議長（高橋義友君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

このブログの内容について、本人に何でこんなことを書くんですかとか、そういう連絡をされたりしたことはあるのか。それ1点だけ、ちょっとお伺いしたいです。

○7番（石田尾茂樹君）

本人には、全く連絡をしておりません。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はございませんか。

○4番（岩山鶴美君）

今の眞邊真紀議員の質問ですけれども、眞邊真紀議員も記憶にあると思いますが、去年ですか、小脇議員がブログのことで大変うそのことを書いておりましたので、議員全員の前で謝罪してください、ブログでも謝ってくださいと私がお願いしたこともありま
すので、そのブログの掲載についてはそういうことを言った経緯が1つもないとい
うことではありません。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております発議第6号について、会議規則第39条第
3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第6号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は委員会の付託を省略すること決定しました。

これから、発議第6号、屋久島町議会議員小脇清保氏の辞職を求める決議案について
討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○12番（下野次雄君）

反対の立場で話をさせていただきたいんですけれども、この発議が出るということは、
今議場で初めて知りました。

それで、見てみますと議員数名の方が連判で発議されたということになっているよう
でございますけれども、私自身は今、この事態は初めてのことなものですから、当然本
人にブログでどういうことを掲載されるのか、そういったものも確認されておられ
ませんので、この場において判断するのはちょっと軽々なのかなという気がしますので、反対
をいたします。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○1番（中馬慎一郎君）

賛成の立場で言いますと、この小脇さんのブログに、私も全然見ていなかったんですけど、私のことも書かれていて、その内容が9月26日のブログにコメント欄で、中馬議員は町長の妹さんのおうちが出陣式の場所だと聞いて、考えを改めることにしたと書いていました。

私も、出陣式は5月に自宅の前、志戸子でやったんですけど、先程全協のときですか、小脇さんはブログに書いていることは真実を述べていますと言っていましたけど、これ1つ見てもやっぱりうその記述を書いている。誰かに聞いて書いているんでしょうけど、その確認も本人にせず、今回の9月26日だけじゃなくて、過去何回かこういうことを書かれていたそうです。全部は確認していませんけど。

私が一番残念だったのは、小脇さんが中立の立場を信じて私を見ていたと言いますが、中立とは何なのか非常にちょっと分かりにくい言葉だなと思いました。

議員ですから、町民に選ばれてここに立っています。町長派だとか、誰々派だとかいうことではなく、町民に選ばれて私はここにいるので、それをこのブログで何か情報を操作するような、意識を操作するようなコメントを書くこのブログでの謝罪と、本人の謝罪を求めたいと思っています。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○8番（榎 光徳君）

私は、賛成の立場で討論いたします。

さる5月に、女子プロレスラーの木村花さんですか、自殺をいたしました。その原因は皆さん御存じのとおり、SNSで数多くの誹謗中傷があったというようなことが報道されています。このような悲劇は二度と繰り返されてはなりませんけれども、このことを契機にネット企業や関係団体、最終的には政府までもが動き出し、SNS上での誹謗中傷は大幅に減少したというようなことも報道されていました。

こうした社会現象の中で、提案理由にもありますように、先日、新型コロナに関する発言で本人は謝罪をしたばかりであります。にもかかわらず、このような行動を起こす自体、議員としてのモラルを疑います。

私自身も一度や二度ではありません。幾度となく誹謗中傷され、やゆされてきました。同僚議員の中にも、議員としての人格を否定されるような内容も幾つもあります。

法的な拘束力はないとは言え、議員辞職勧告はそう簡単に発するものではない

ということは理解をしておりますけれども、小脇議員については平成23年の議長在職中、辞職勧告を決議された。これは馬毛島問題に関する発言でありますけれども、こうした問題を含め、これまで数々の言動や行動に対して、議員としての資質や品格、また道義的責任を問われるものであり、私は本案に賛成をいたします。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○4番（岩山鶴美君）

先程も申し上げましたけれども、私も議員になってこの方、小脇議員のブログで大変なうそであることがたくさん書かれました。

先程も申しましたけれども、皆さんの前でこれを謝罪してください、訂正してくださいと申しました。そうしたら、「私ほうそは書いていない。人から聞いたことを書いたまでだ。あなたがどこに出ようがそれは勝手でしょう。」と言われました。

そのときに、私は議員から慰められました。何度言っても一緒だよ、そう言いながら私はここまで来ました。

先程、榎議員の話もありましたけれども、私にも家族がいます。娘が大変傷つきました。うちの妹たちも大変傷つきました。事実ならともかく、うそのことを書かれて、しかもコメントする人はそれを信じて色んなことを書いてくるんです。

宮之浦のコロナ発言と一緒に。宮之浦の人たちの心を傷つける。人の気持ちを傷つける。そういうことがあってはならないと思います。

どれだけ私たちも我慢してきたことでしょうか。小脇議員は年配であり、ベテランの議員です。私たちに指導してくださるほうの議員でありますから、大変失望しております。決議書に書いてあるとおり、品格と資質を問われることであると思いますので、私はこのことに賛成をいたします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから、発議第6号、屋久島町議会議員小脇清保氏の辞職を求める決議案についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

押し忘れはございませんか。

賛成多数です。

したがって本件は可決されました。

小脇清保君の入場を許します。

[小脇清保君入場]

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第6回屋久島町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時33分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員